

「第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年7月30日（木）16時15分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本会議には、感染症の専門家の先生といたしまして、国立国際医療研究センター国際感染症センター長の犬曲先生にご出席をいただいております。先生には後程、専門家としてご発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料に基づきまして、進めて参ります。資料を1ページおめくりください。世界の主な国・地域ごとの発生状況になります。世界では感染者として1600万人を超える数、死亡者として、66万人に達する数の死亡者数が出ております。

国内につきましては、感染者数が3万を超えまして、死亡者数については、1000人の大台に乗ったところですが、都の発生状況ですが、昨日の20時30分の時点で1万1611名の陽性者が出ています。資料を1枚おめくりください。国の動きになります。もう1枚おめくりいただいて、国の方では7月22日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施しました。皆様のお手元には、国の新型コロナウイルス感染症対策本部資料を参考としてお配りしておりますので、後程ご参照いただければと思います。都の動きに関しましては、1枚おめくりをいただきまして、7月15日に第34回対策本部会議の実施をしたというところですが、都の対応につきましては特段新しい動きはございません。

それでは、モニタリングの分析結果について、福祉保健局長からご発言のほどよろしくお願いをいたします。

【福祉保健局長】

新型コロナウイルス感染症に係るモニタリングにあたり専門家の方々からいただいた都内の感染状況及び医療提供体制に関する分析結果について、ご報告申し上げます。

資料はA4横の「感染状況・医療提供体制の分析」（7月29日時点）をご覧ください。

2枚目以降、別紙としてそれぞれに関する詳細なコメントをおつけしております。まず、1ページ目をご覧ください。都内の感染状況と医療提供体制に関する分析でございます。

感染状況については、「①新規陽性者数」から「③新規陽性者における接触歴等不明者」まで、3項目となっております。「現在の数値」には、7月29日公表時点での数値が記載されていますが、前週と比較して上昇または高い水準で横ばいとなっております。

専門家の方々からは、新規陽性者数は4日で1000人を超えるペースで増加しており、前

週比で110%と減少の兆しが見られないことから、4段階のうち最高レベル、赤色の「感染が拡大していると思われる」との総括コメントをいただいたところです。

続いて、医療提供体制でございますが、「④検査の陽性率」から「⑦重症患者数」までの4つとなっております。

前週と比べ、「④検査の陽性率」は横ばいだが、「⑤救急医療の東京ルール適用件数」から「⑦重症患者数」は上昇しております。

重症患者数が増加し続けていることや、1日あたりの新規入院患者数が100人を超えることもあり医療機関の負担が深刻であることなどから、4段階のうち、3段階目にあたるオレンジ色の「体制強化が必要であると思われる」との総括コメントをいただいております。

詳細な分析内容については後程専門家の先生からご説明いただきます。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、本日専決処分により、条例改正を行っておりますので、本件につきまして総務局長からご説明をお願いいたします。

【総務局長】

私からは、「新型コロナウイルス感染症対策条例」の改正の専決処分についてご説明申し上げます。

本条例の改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、都民・事業者の皆様のご責務等を定めるものでございます。

この改正に当たっては、先程開催した東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会からも妥当とのご意見をいただき、本日7月30日に専決処分を行いました。

具体的な改正内容でございますが、まず、すべての事業者の皆様にガイドラインを遵守する責務を定めました。ガイドラインには、都のほか、区市町村及び業界団体等で定めたものを含むことといたします。

また、集客施設を運営する事業者やイベント主催者は、店舗等にステッカーを掲示するよう努めることを規定いたしました。

都民の皆様にも、ステッカーの掲示された店舗等をご利用いただく。そして、ステッカーがしっかりと掲示されているイベントのみに参加していただく。こうした都民の皆様のご責務についても、条例上、規定をさせていただきました。

また、感染の可能性を把握するため、都の「見守りサービス」、国の接触確認アプリ「COCOA」など、インターネットを使った通知サービスを活用していただくことも規定しております。

さらに、島しょなど、地域の特性にも配慮した感染症対策を実施するよう規定しています。

本条例については、8月1日から施行いたします。説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。その他、各局長の皆様でご発言のある方いらっしゃいますか。では、政策企画局長お願いいたします。

【政策企画局長】

資料はございませんが、私の方からは、現下の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえました、当面の都政運営につきまして申し上げます。感染症との厳しい闘いが続く中、最優先すべき課題は、新型コロナウイルスの感染拡大の対応策を早期に確立し、感染者数の減少に向けた道筋をつけることであり、そのため、福祉保健局に緊急的に職員を増強して対応しております。

また、現在実施している特別体制については、感染拡大の状況を踏まえ、当面継続することとし、各局には、テレワークや時差出勤の再度の徹底をお願いいたします。

例年7月末頃に示される来年度予算の見積方針や組織定数要求方針等につきましては、コロナ対応を最優先するため、1か月程度後ろ倒しとする方針でございます。各局における今後の対応につきましては、追って財務局及び総務局から連絡する予定でございます。

その他、近々実施予定でございました構造改革推進チームの立ち上げにつきましても、その時期を再検討いたしますとともに、東京の未来を切り開く羅針盤として策定する長期戦略の進め方につきましては、依命通達に併せてお示しして参ります。

こうした体制に基づき、全庁一丸になって、これまで以上にスピード感を持って取り組み、新型コロナウイルスの危機を乗り越えていきたいと考えております。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

他にご発言のある方、Webexでご参加の局長の皆様いかがでしょうか。

それではここで、感染症の専門家からのご発言ということで、大曲先生からお願いいたします。

【大曲先生】

国際医療研究センターの大曲と申します。

モニタリングのコメントの詳細についてご紹介いたします。

モニタリング7項目のうちの、まず、感染の状況を示す項目の①新規陽性者数からでございます。

新規陽性者数ですが、4日で1,000人を超えるペースで増えておりまして、前回の数値と比較すると、増加比約110%であります。減少の兆しは、見られないというところでござい

ます。

年齢構成でありますけれども、7月21日から27日までの報告を見ますと、全年齢層に感染が拡大しつつある予想が見えておりまして、今回特に40代、50代の全体に占める割合は、23.1%と前週に比して増加しておりました。ここは目立ったところでございます。

感染経路は従来の接待を伴う飲食店だけでなく、多様になってきていまして、施設内感染ですとか同居者、職場、会食、イベントといったところになっております。

施設ですけれども、介護老人保健施設といった、重症化リスクの高い施設において、特にその症状の乏しい職員を発端とした感染が見られています。こうしたことから感染防止対策を徹底することと、検査体制の拡充が重要と思っております。

また、感染経路ですが、濃厚接触者に占める感染経路が会食である人の割合が上がっております。7月28日に22.2%でありました。

特に飲食等ですが、マスクを外した状態で行い、そこで、人と人が密になるような環境で会話を伴うように行われると感染のリスクは上がるわけです。このような濃厚接触者に占める感染経路が会食である方が増えているのは、要は、マスクを外した状態で濃厚接触する機会が増えているということを示唆します。ですので、こうした3密の環境を避けるということが、新規陽性者の感染防止に繋がると考えております。

また、週単位でみると、同居する人からの感染が増えているという特徴もございました。

地理的な広がりとして、届出保健所別の陽性者数を見ますと、やはり新宿が一番多くて14.1%なのですが、島しょを除く都内全域に広がっているというところが見えておりました。

2点目は、#7119における発熱等相談件数でございます。今回相談件数の7日間平均が前週と比して、約1.5倍に上がっております。前回は、これが見られた後に、新規陽性患者数が増えたということを経験しておりますので注意しております。

3点目は、新規陽性者数における接触歴等不明者数・増加比であります。7日間平均で今回154名でありました。2週連続で緊急事態宣言下での最大値を超えているという状況であります。7月29日時点での新規陽性者における接触歴等不明者の増加比であります。約120%でありました。先週よりもやや減少しましたものの、高い数値というところがございます。以上が、感染の状況です。

次に医療で医療提供体制についてのコメントを申し上げます。

モニタリング項目④検査の陽性率（PCR・抗原）でありますけれども、今回陽性率は横ばいではございました。今週は休日の影響を受けて検査数はやや下がっております。

陽性率が6.5%というのはやはり高い数値であり、十分なPCR検査を行うためには、引き続き検査体制の拡充は必要ということを考えております。

⑤は救急医療の東京ルールの適用件数であります。7月22日以降、40件から50件で増加。また、7日間平均も、前週比で1.5倍に増加している。

⑥は入院患者数でありますけれども、都の要請で病院は、中等症はレベル2（2700床）、重症はレベル1（1000床）の病床の準備を進めております。

新型コロナウイルス感染症患者の入退院は、非常に労力と時間が必要でありまして、当日病院で受け入れる患者さんの数には限りがあります。それだけではなく、病院は陽性患者と同じ感染症対策と個室での管理が必要な新型コロナウイルス感染症と疑われる患者を、1日当たり都内で100人から200人いらっしゃいますので、この方々を受け入れる病床が必要ということをお願いしておきます。

都内全域で1日当たりの新規入院患者数が100人を超えることもあり、医療機関への負担が出ているというところ です。

救命救急医療やがん医療などの通常の医療と新型コロナウイルス感染症患者のための診療を両立させるという意味で、無症状や軽症の方も無制限に入院ベッドに入らせていただくということはなかなか難しいというところがあります。

病床の稼働には、人員確保など、2週間程度時間がかかりますので、今後の陽性者数を見ながら、早めに準備をしていくということが大事であります。

保健所から入院調整本部への調整依頼件数が、1日100件を超え、入院先を探すのに行政の方でも苦労されているということが見えてきます。

また、7月21日から27日まで陽性者1,766人おられましたけれども、無症状の方が約16%になりました。宿泊療養施設を増やしているところではありますが、実際対応する医師などを確保するのが大変だという状況もございます。

感染拡大防止、医療提供体制の確保、宿泊療養施設の確保ということで、施設の確保ということも大事であります。在宅療養の検討ということも重要になってくると考えております。IT関係を活用した健康観察や、食事、日用品の宅配などを活用した安全な在宅療養といったことを総合的に検討すべき時期が来たと思っております。

第一波と比較すると1日当たりの新規陽性者数の漸増がなかなか止まらないというところで、医療従事者の緊張した状態が続いているというところがございます。

7番目の重症患者数でありますけれども、じわりじわりとではございますが、重症化リスクの高い中高年層を中心に増加しているということでもあります。

前回の第一波時では、重症患者が増えたピーク時に医療機関は、予定手術や感染症以外の診療を縮小せざるをえなかったということもあります。

重症コロナ患者が増えますと、大きな手術等もなかなかできない、集中治療室を出られないからということもありますし、集中治療体制を圧迫するということがございます。

重症患者の増加は新規陽性者数の増加からしばらく遅れて生じてきますので、現在増えている状況は、極めて注意して見ておく必要があると思っております。

また、重症患者さんの病床利用期間は非常に長いので、入院患者が増えていくと(病床の)利用期間が長期化していますので、そこを踏まえ、いかに病床を確保するかということが、これからは重要と考えております。私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

それでは本部長の方からお願いいたします。

【都知事】

本日も大曲先生ありがとうございます。

それでは、第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議における発言をさせていただきます。

先ほど第 4 回目のモニタリング会議を行いまして、モニタリング項目について専門家からのご報告をいただき、都としての対策を議論いたしましたところでございます。

専門家の先生方からは、感染状況については、赤、「感染が拡大していると思われる」、医療提供体制につきましては、オレンジ、「体制強化が必要であると思われる」との総括コメントいただきまして、これは先週からの変更はないということであります。

今日のモニタリング会議におけます専門家の皆様方の御意見を踏まえますと、現状は、これまでの「感染拡大警報」の状況から更に深刻になっていると言わざるをえないといえます。

先週、新規陽性者数は初めて 300 人を超えました。本日の新規陽性者も 367 人ということで、これまでの最高が 366 人でありましたので、これまでの最多人数ということでございます。地域的、年代的、感染経路的にも広がりが見られております。都内各地で複数のクラスターも発生をしているところでございます。

よって、現状は一刻の猶予も許されない、速やかな取組の推進が必要でございます。

都内各地での感染拡大を防止するためには、地域の実情を把握している区市町村と連携したメリハリのある対策が重要でございます。

そこで、まず保健所への支援であります。特別区などの保健所を支援するため、都職員を現在 65 人派遣しておりますが、保健所の業務が逼迫状態しているということから、8 月上旬には約 120 名体制で派遣を行えるよう準備をしております。

あわせて、全国区市町村との協議会の立ち上げは明日になりまして、第 1 回の会議の開催となります。しっかりと意見交換を行って、実効性ある取り組みへと繋げて参りたいと存じます。

次に、検査であります。1 日当たり 1 万件の検査処理能力を目指しており、現在は約 8,600 件の処理が可能となっております。

救急医療機関などにおける PCR の検査機器の導入を支援するとともに、高齢者施設における検査の推進を図っていきます。

患者の受け入れ体制であります。現在 2,400 床、内訳として、重症用が 100 床、中等症用が 2300 床、合わせて 2400 床を確保していただいているところでありますが、先ほども大曲先生からご指摘がありましたように、重症患者は、病床の占有期間が長くなるということから考えますと、さらなる病床の確保に向けた準備の必要がございます。

宿泊療養施設であります。昨日 29 日から、2 施設を、明日から 1 施設を新たに開設し、

2000 室を超える体制となります。また、来月さらなる施設を確保するべく、調整を進めて参ります。

「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」の改正につきましては、先ほど総務局長から報告があった通りでございます。本日、専決処分により改正した結果であります。

そして、この条例につきましては、8月1日からの施行となります。

現状は、感染爆発も憂慮される極めて危機的な事態と一定の抑制が必要でございます。

一方で、これからのコロナとの長い闘いを見据えますと、完全に営業をやめてくださいというようなことは、非現実的な選択といえるかと思えます。

そこで、都内の酒類の提供を行う飲食店そして、カラオケ店の皆様方には、8月3日から8月31日までの間、営業時間を短縮していただくよう要請をいたします。具体的な営業時間は、朝5時から夜10時までといたします。

全面的にご協力いただける中小企業の皆様方に対しましては、一事業者あたり一律で20万円を協力金として支給いたします。

そしてその支給対象であります。ガイドラインを遵守しステッカーを掲示している事業者とさせていただきます。

なお、先程開催した、感染症対策審議会におきましては、「条例の改正や営業時間の短縮の要請は妥当」との御意見を頂戴したところでございます。

この後、臨時の記者会見を開きますが、都民・事業者の皆様に対しまして、感染拡大防止のための呼びかけを行わせていただきます。

そしてまた、各局におかれましては、「感染拡大警報」の状況から更に深刻な状況であるということを受け止め、必要な施策の迅速な展開をお願いいたします。

また、今後の全庁的な応援体制にも対応できますよう、庁内の連携を十分していただいて、万全を期していただきたい、ともに頑張っていきましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。